

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負）（少額随意契約を除く）

1 月分

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	豊野浄水場揚水ポンプ回転速度制御設備設置に伴う既設吐出し弁改造工事	諸設備工事	寝屋川市太秦高塚町1-1	株式会社前澤エンジニアリングサービス	2,592,000	平成30年1月10日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
2	柴島浄水場上系酸注入設備修繕	諸設備工事	大阪市東淀川区柴島1-3-14	JFEアクアサービス機器株式会社	1,998,000	平成30年1月10日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
3	柴島浄水場外1か所配水管理設備伝送装置修繕	諸設備工事	大阪市東淀川区柴島1-3-14 外	横河ソリューションサービス株式会社	3,780,000	平成30年1月17日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
4	柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕	諸設備工事	大阪市東淀川区柴島1-3-14	横手産業株式会社	4,752,000	平成30年1月19日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場揚水ポンプ回転速度制御設備設置に伴う既設吐出し弁改造工事

2 契約の相手方

株式会社 前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本工事は、別途工事にて豊野浄水場高度処理機械棟1階に設置されている揚水ポンプに回転速度制御を導入するにあたり、揚水ポンプ吐出し弁で流量を調整する必要があるため、吐出し弁に開度調整機能を付与するものです。

当該吐出し弁（電動弁）は、前澤工業株式会社が独自に設計、製作したものであり、改造を行うには、既設電動式駆動装置内において、新たな部品を取付けるとともに配線作業を行う必要があることから、設備の構造及び機能を熟知した専門の知識と技術が必要となります。

また、前澤工業株式会社は既設機器の維持・点検及び改造業務等を株式会社前澤エンジニアリングサービスに移管しており、同社を含む複数の業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本工事を履行し、設備に不具合が発生した場合、その原因が当該電動弁固有の問題によるものなのか、本工事によるものか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証をもたせることができない旨の見解を得ています。

よって、改造工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来る唯一の業者は、株式会社前澤エンジニアリングサービスとなります。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5544）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場上系酸注入設備修繕

2 契約の相手方

J F E アクアサービス機器（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場上系に設置している酸注入設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、磯村豊水機工（株）が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、総合的な酸注入設備のシステム並びに各機器・装置の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、磯村豊水機工（株）は上水プラント事業について、平成26年5月1日にJ F E エンジニアリング（株）に事業継承されており、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者はJ F E エンジニアリング（株）より修繕業務を移管されているJ F E アクアサービス機器（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外1か所配水管理設備伝送装置修繕

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス（株）

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場及び城東浄水場に設置している配水管理設備伝送装置の修繕を行い、機能回復を図るものある。

当該配水管理設備は、横河電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換・試験調整等を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要である。

また、業務の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

横河電機（株）の当該設備の事業は、平成25年4月から横河フィールドエンジニアリングサービス（株）に吸収分割され、同時に横河ソリューションサービス（株）に事業継承されており、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、修繕の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは横河ソリューションサービス（株）が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕

2 契約の相手方

横手産業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場（下系）に設置している次亜塩素酸ナトリウム冷却設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該冷却設備は、横手産業（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認や機能保証を行うには、冷却設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは横手産業（株）が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）